官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔内閣官房令〕
○標準的な官職を定める政令に規定する内閣官房令で定める標準的な官職等を定める内閣官房令の一部を改正する内閣官房令（内閣官房七）　一
〔規　則〕
○人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を改正する人事院規則（人事院一七―〇―一五三）　一
〔その他告示〕
○特定国外派遣組織を指定する件（総務二六五）　二
○保安林の指定をする件（農林水産一〇一九～一〇三四）　二
○肉用子牛生産安定等特別措置法第五条第九項の規定に基づき、平均売買価格を告示する件（同一〇三五）　四
○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（国土交通九八七）　四
○海上における射撃訓練を実施する件（防衛一九二、一九三）　五
〔国会事項〕　五
〔人事異動〕
内閣　六
〔叙位・叙勲〕　六
〔皇室事項〕　六
〔資　料〕
令和八年五月中国際収支状況（速報）及び令和八年一～三月中国際収支状況（第二次速報）（財務省）　七
〔公　告〕
諸事項
官庁
信託会社等営業保証金取戻し関係　七
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　七
会社その他　二九

内閣官房令

○内閣官房令第七号

標準的な官職を定める政令（平成二十一年政令第三十号）の規定に基づき、標準的な官職を定める政令に規定する内閣官房令で定める標準的な官職等を定める内閣官房令の一部を改正する内閣官房令を次のように定める。

令和八年七月二十二日　内閣総理大臣　高市　早苗

標準的な官職を定める政令に規定する内閣官房令で定める標準的な官職等を定める内閣官房令の一部を改正する内閣官房令

標準的な官職を定める政令に規定する内閣官房令で定める標準的な官職等を定める内閣官房令（平成二十一年内閣府令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（表一の項関係）	（表一の項関係）
第一条　［略］	**第一条**　［同上］
［2・3　略］	［2・3　同上］
4　表一の項第三欄第一号の内閣官房令で定める内閣審議官は、次の各号に掲げるとおりとする。	4　［同上］
［一～六　略］	［一～六　同上］
七　人口戦略本部及び全世代型社会保障構築本部に関する事務を掌理するもの	［号を加える。］
［5～7　略］	［5～7　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この内閣官房令は、公布の日から施行する。

規　則

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）に基づき、人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和八年七月二十二日　人事院総裁　川本　裕子

人事院規則一七―〇―一五三

人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を次のように改正する。

別表内閣府の部沖縄総合事務局の事務所の項中「支所長」を削る。

別表公正取引委員会の部事務総局の項中「課長　審査長」を「課長　取引適正化検査管理官　審査長」に改め、「取引適正化調査室長」を削り、同部地方事務所の項中「総務管理官」を「総務管理官　取引適正化管理官」に改める。